

【報道資料参考資料】

自殺予防対策に関する有識者意識調査結果＜ポイント＞参考データ

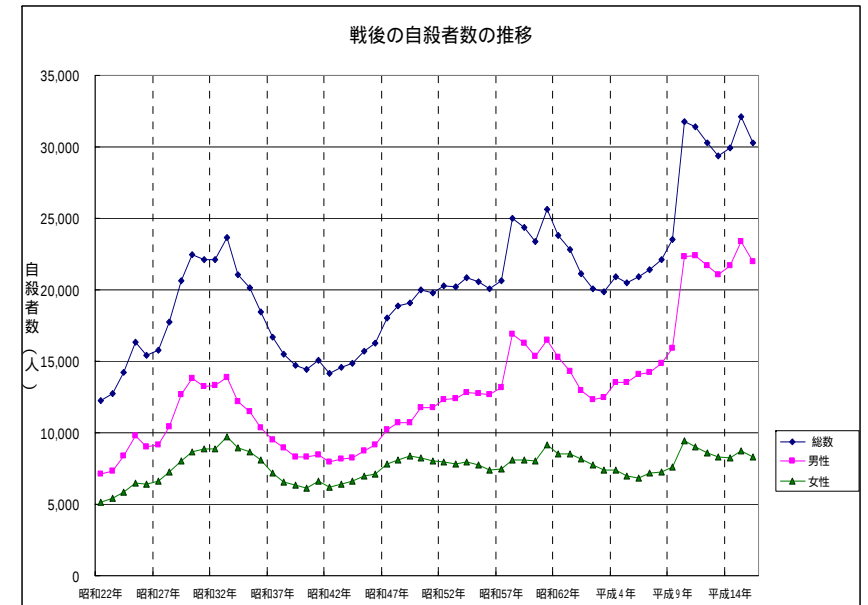
資料 1	戦後の自殺者数・・・・・・・・・・・・・・・・	1
資料 2	自殺者数と交通事故死者数等の比較・・・・・・・・	2
資料 3	自殺死亡率の国際比較・・・・・・・・・・・・・・・・	3
資料 4	行政機関による自殺予防対策の取組の強化・・・・・・・・	4
資料 5	自殺予防に関する国民の理解の推進を図る対策・・・・・・・・	5
資料 6	地域における住民向けの対策・・・・・・・・・・・・・・・・	6
資料 7	職域における労働者等向けの対策・・・・・・・・・・・・・・・・	7
資料 8	学校における児童生徒等向けの対策・・・・・・・・・・・・・・・・	8
資料 9	関係機関の連携の促進・・・・・・・・・・・・・・・・	9
資料 10	国や地方公共団体による総合的な対策・・・・・・・・	10
資料 11	現状の統計についての意見・・・・・・・・・・・・・・・・	11
資料 12	自殺の実態把握に当たり不十分な点・・・・・・・・	12
資料 13	自殺未遂者に対する対策・・・・・・・・・・・・・・・・	13
資料 14	自殺者の遺族に対する対策・・・・・・・・・・・・・・・・	14

資料 1

戦後の自殺者数の推移

年	総数	男性	女性
昭和 22 年	12,262	7,108	5,154
昭和 23 年	12,753	7,331	5,422
昭和 24 年	14,201	8,391	5,810
昭和 25 年	16,311	9,820	6,491
昭和 26 年	15,415	9,035	6,380
昭和 27 年	15,776	9,171	6,605
昭和 28 年	17,731	10,450	7,281
昭和 29 年	20,635	12,641	7,994
昭和 30 年	22,477	13,836	8,641
昭和 31 年	22,107	13,222	8,885
昭和 32 年	22,136	13,276	8,860
昭和 33 年	23,641	13,895	9,746
昭和 34 年	21,090	12,179	8,911
昭和 35 年	20,143	11,506	8,637
昭和 36 年	18,446	10,333	8,113
昭和 37 年	16,724	9,541	7,183
昭和 38 年	15,490	8,923	6,567
昭和 39 年	14,707	8,336	6,371
昭和 40 年	14,444	8,330	6,114
昭和 41 年	15,050	8,450	6,600
昭和 42 年	14,121	7,940	6,181
昭和 43 年	14,601	8,174	6,427
昭和 44 年	14,844	8,241	6,603
昭和 45 年	15,728	8,761	6,967
昭和 46 年	16,239	9,157	7,082
昭和 47 年	18,015	10,231	7,784
昭和 48 年	18,859	10,730	8,129
昭和 49 年	19,105	10,723	8,382
昭和 50 年	19,975	11,744	8,231

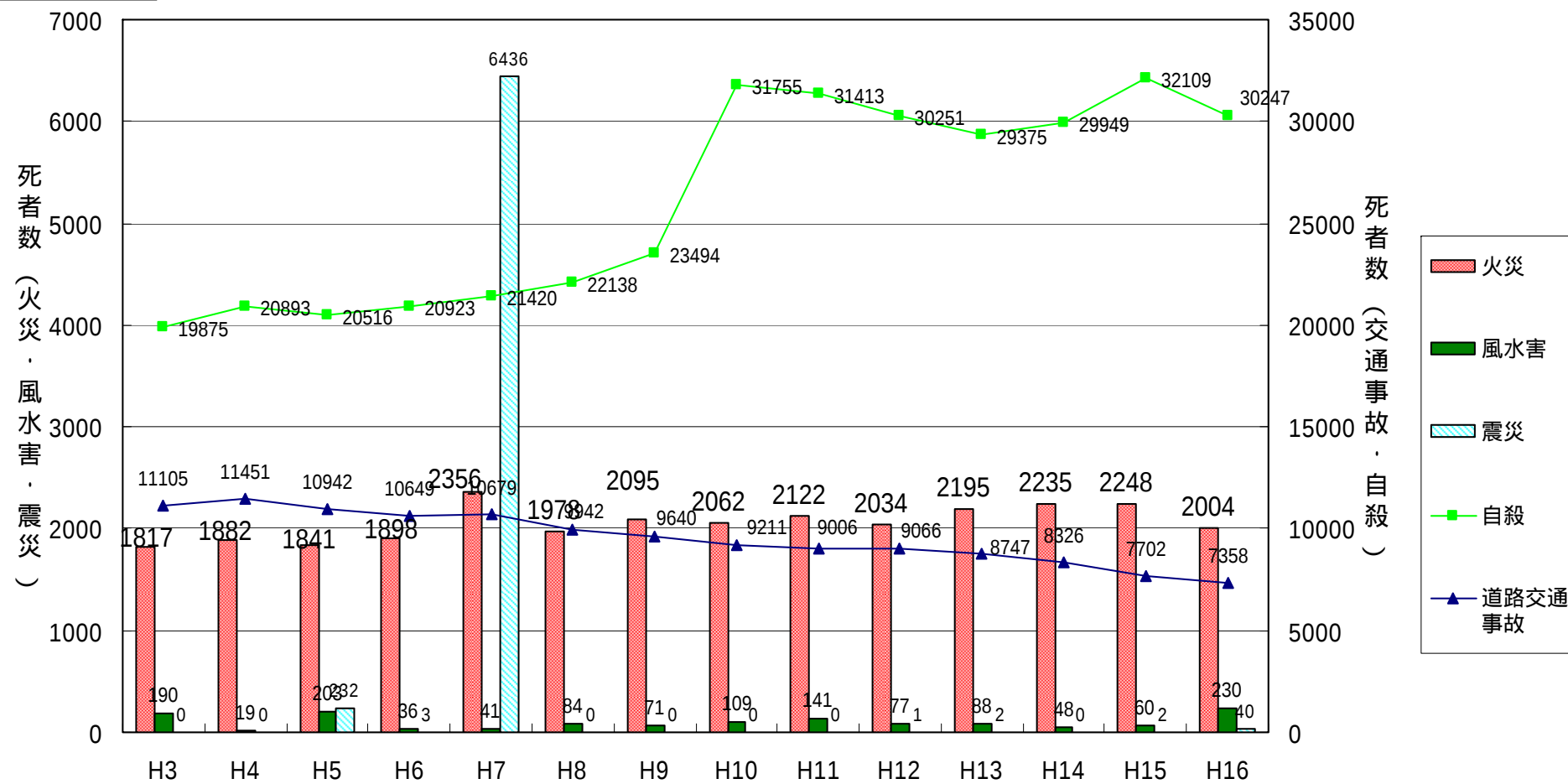
年	総数	男性	女性
昭和 51 年	19,786	11,744	8,042
昭和 52 年	20,269	12,299	7,970
昭和 53 年	20,199	12,409	7,790
昭和 54 年	20,823	12,851	7,972
昭和 55 年	20,542	12,769	7,773
昭和 56 年	20,096	12,708	7,388
昭和 57 年	20,668	13,203	7,465
昭和 58 年	24,985	16,876	8,109
昭和 59 年	24,344	16,251	8,093
昭和 60 年	23,383	15,356	8,027
昭和 61 年	25,667	16,499	9,168
昭和 62 年	23,831	15,281	8,550
昭和 63 年	22,795	14,290	8,505
平成元年	21,125	12,939	8,186
平成 2 年	20,088	12,316	7,772
平成 3 年	19,875	12,477	7,398
平成 4 年	20,893	13,516	7,377
平成 5 年	20,516	13,540	6,976
平成 6 年	20,923	14,058	6,865
平成 7 年	21,420	14,231	7,189
平成 8 年	22,138	14,853	7,285
平成 9 年	23,494	15,901	7,593
平成 10 年	31,755	22,349	9,406
平成 11 年	31,413	22,402	9,011
平成 12 年	30,251	21,656	8,595
平成 13 年	29,375	21,085	8,290
平成 14 年	29,949	21,677	8,272
平成 15 年	32,109	23,396	8,713
平成 16 年	30,247	21,955	8,292



- (注) 1 人口動態統計(厚生労働省)による。
2 総数には、性別不詳を含む。

資料 2

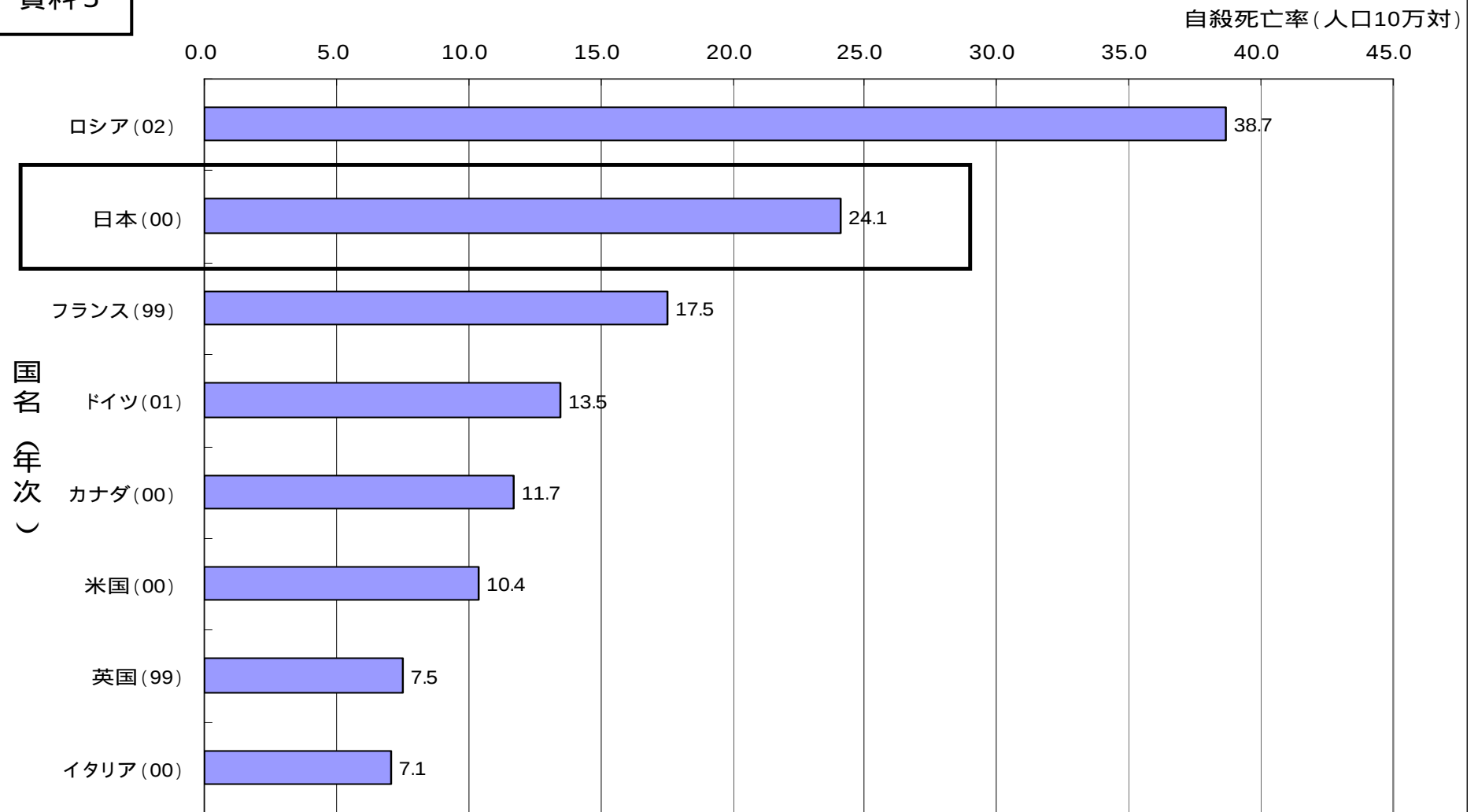
自殺者数と交通事故死者数等との比較



(注) 人口動態統計(厚生労働省) 交通事故統計(警察庁) 消防白書及び消防庁資料による。

資料 3

自殺死亡率の国際比較 (WHO資料)

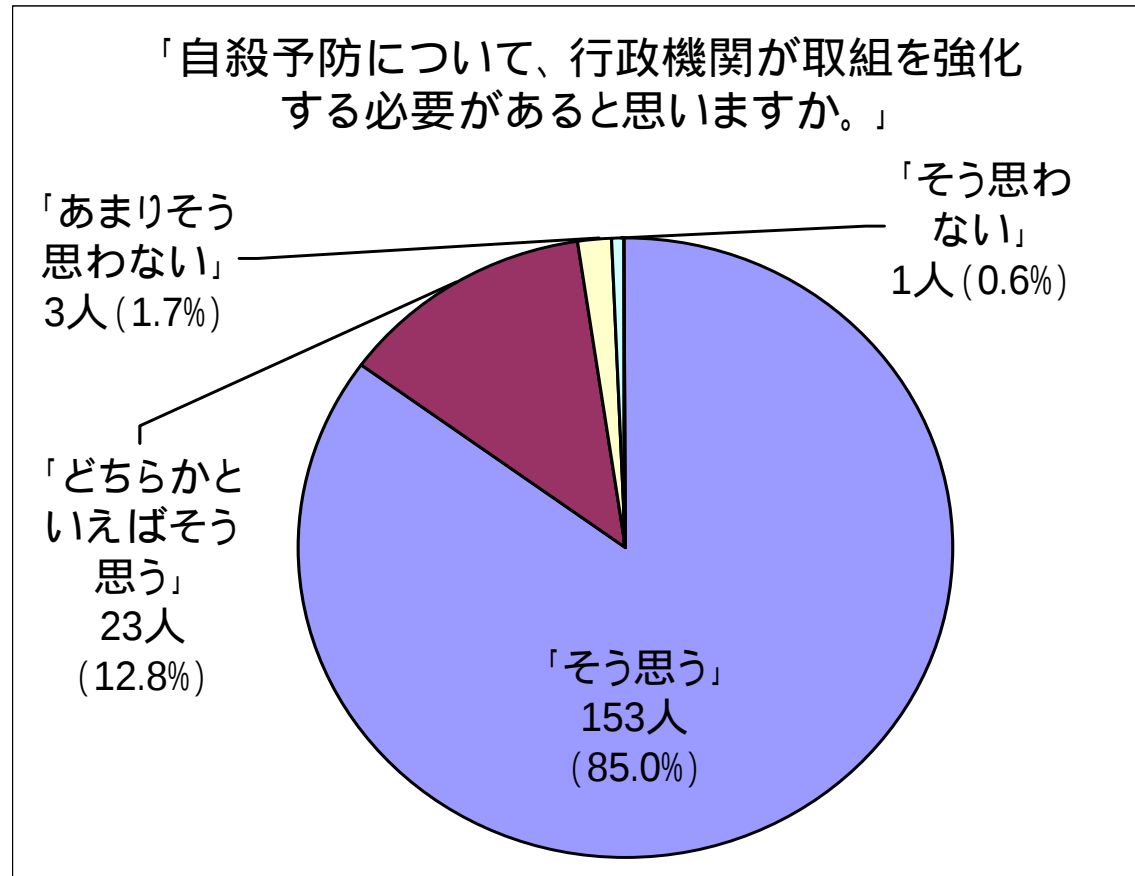


(注) WHO資料による。

資料 4

行政機関による自殺予防対策の取組の強化

(回答者数 : 180 人)



(注) 有識者意識調査結果による。

資料5

「自殺予防に関する理解の推進を図る対策」(複数回答可)

(実回答者数:176人)

国が自殺問題やうつ病などの心の病についての偏見を取り除くことができるような方向で理解の推進が図られるようマスメディアを通じて国民向けのキャンペーンを行うことにより理解の推進を図ることが必要である。

国や地方公共団体が、パンフレット、リーフレット、ビデオなどの資料を積極的に地域住民に提供して、自殺問題や心の病に関する理解の推進を図ることが必要である。

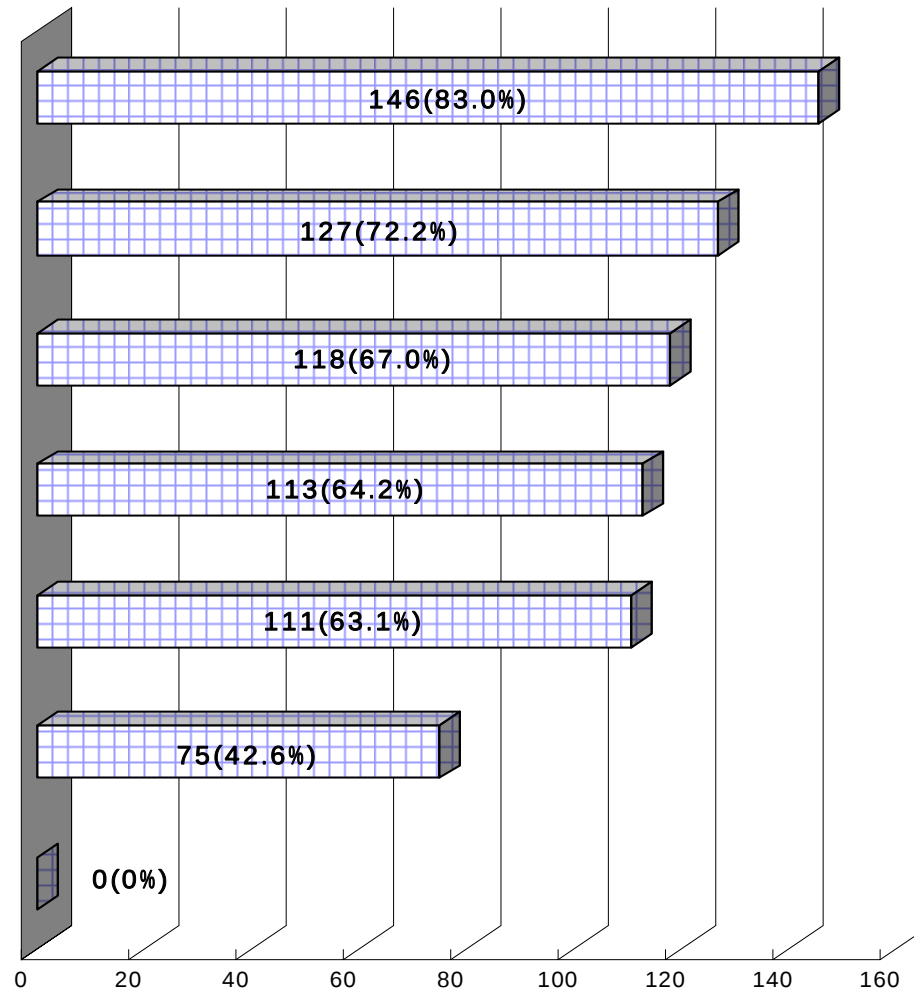
家族、近隣の者、職場の周囲の者等に対し、まず、「自殺を考える人のサイン」、「うつ病のサイン」がどのようなものかについての理解の促進を図ることが必要である。

児童生徒に対して自殺予防に関する教育を行い、成長段階のうちに理解を深めるべきである。

精神保健福祉センター(各都道府県及び指定都市に各1か所設置)や保健所などが、一般住民向けの健康教室や講習会を開催することが有効である。

その他

無回答



(注) 有識者意識調査結果による。

資料 6

「地域における住民向けの対策」(複数回答可)

(実回答者数:176人)

住民個人のメンタルヘルスの問題について、自分自身、家族あるいは近隣の者が相談機関や医療機関の活用など、どのように対応するべきかに関する情報提供の充実

「いのちの電話」、「自殺防止センター」等の悩み相談を受け付ける民間団体の相談体制の充実

精神保健福祉センター、保健所など行政機関における悩みの相談受付体制の充実

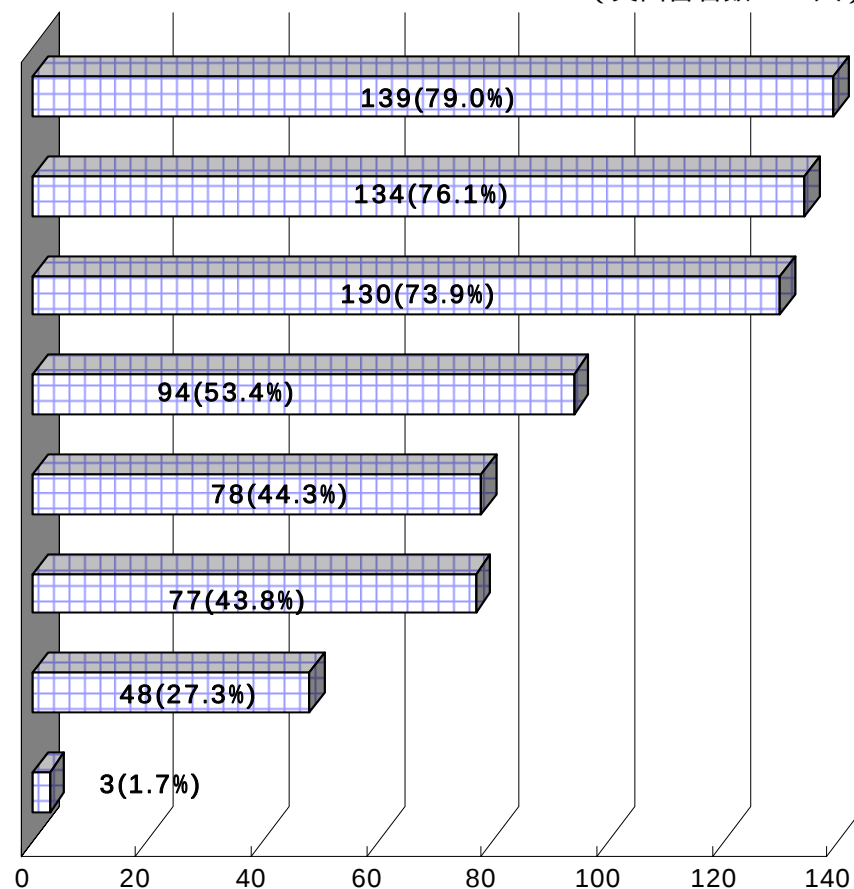
悩み相談を受け付ける民間団体に対する行政機関からの支援の充実

相談内容から自殺をするおそれ強いと思われる場合、本人のところに赴くなど積極的に危機介入を行えるようなシステムの充実

自殺につながるおそれ強いと考えられているうつ病などの心の病に関するスクリーニング調査の実施

その他

無回答



(注) 有識者意識調査結果による。

資料 7

「職域における労働者等向けの対策」(複数回答可)

(実回答者数:176人)

職場内におけるメンタルヘルスに関する相談体制の充実

精神科医や臨床心理士、カウンセラー等のメンタルヘルスの専門家による産業医等に対する支援の推進(治療が必要な患者の受け入れや、メンタルヘルスに関する技術の提供など)

労働者個人のメンタルヘルスの問題について、労働者自身、職場の周囲の者又は労働者の家族が、職場の内外での相談窓口、産業医等医療機関の活用など、どのように対応するべきかに関する情報提供の充実

産業医及び看護師、保健師などの産業保健スタッフを対象とした、自殺予防に関する知識や技術の資質の向上のための研修の実施

勤労者心の電話相談(全国20か所の勤労者予防医療センター等で実施)、地域産業保健センター(全国347か所)の相談体制の充実

問診票にメンタル面での質問事項を盛り込むなど、職場の健康診断の機会を利用したメンタルヘルスに関するチェックの実施の促進

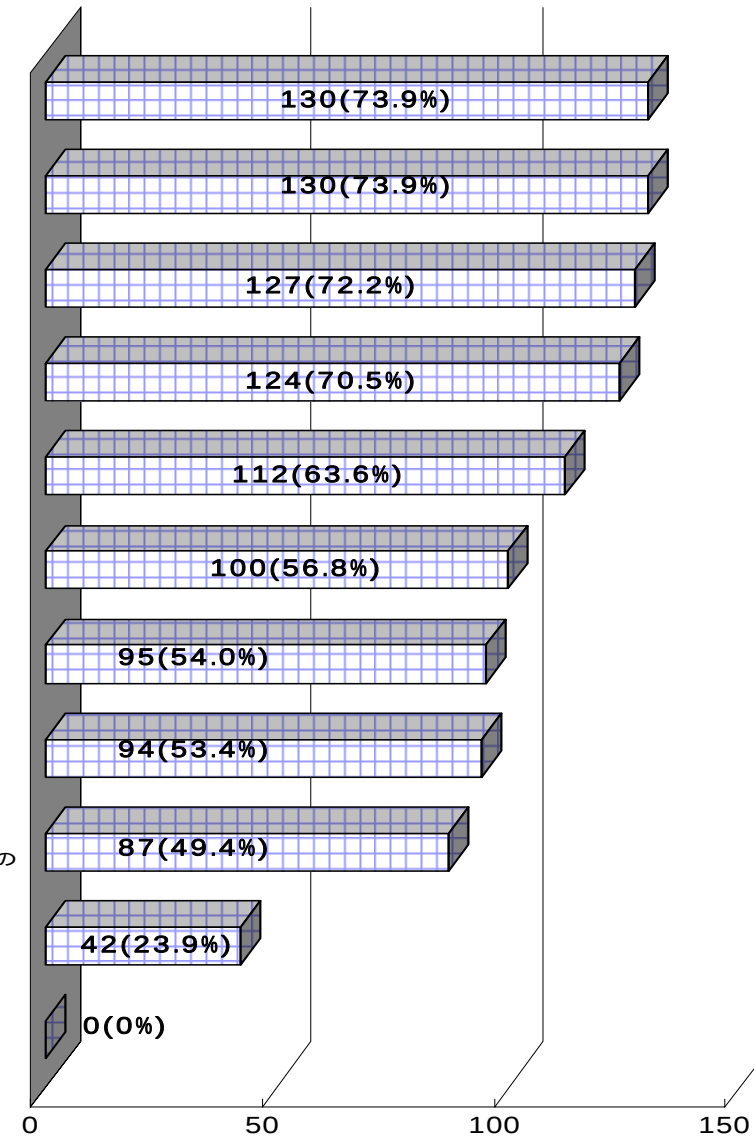
行政機関による事業主、管理監督者に対してのメンタルヘルス指針などの情報提供の充実と同指針を遵守させる仕組みの促進(遵守事業者への表彰や措置が不十分な事業者名の公表等)

産業医等に精神科医等メンタルヘルスの専門家の採用の促進

産業保健推進センター、地域産業保健センター、労災病院や民間のEAP(従業員支援プログラム)団体など専門の外部組織の活用(事業主等へのコンサルティングや労働者個人への治療等)の促進

その他

無回答



(注) 有識者意識調査結果による。

資料 8

「学校(小学校～高等学校)における児童生徒等向けの対策」(複数回答可)

(実回答者数:176人)

自殺予防につながる心の健康についての教育や自殺を身近な問題としてとらえ、その対応方法等を教えるような教育を実施すべきである。

児童生徒のメンタルヘルスの問題について、家族が学校教職員(養護教員を含む。以下同じ)、スクールカウンセラーとの相談など、どのように対応するべきかに関する情報提供の充実

教員養成課程における自殺予防につながる教育の充実の観点でのカリキュラムの導入の推進

学校において自殺が発生した場合に、学校全体をサポートするクライシス・レスポンス・チーム(精神科医などで構成し、学校長や学校教職員に対処方法をアドバイスする組織)などを派遣するシステムの構築

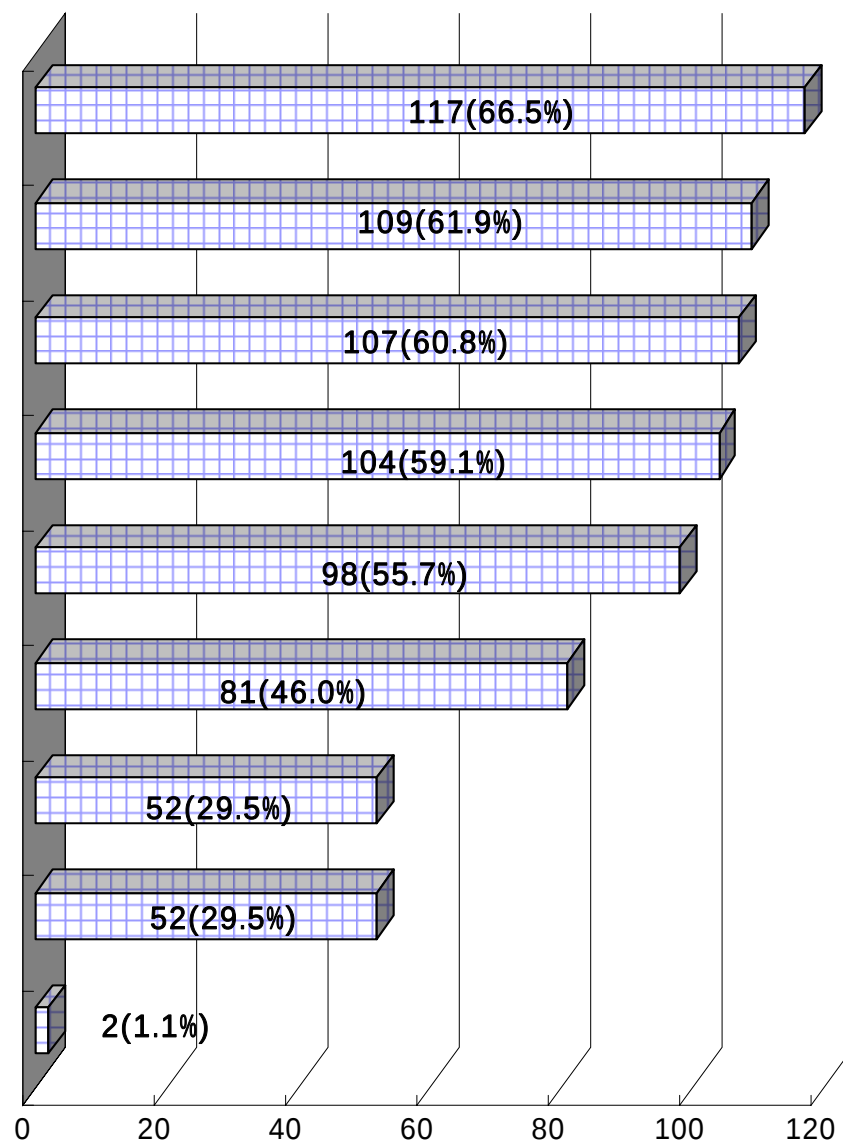
児童生徒の周辺で自殺が生じた場合に、的確に児童生徒をケアできるよう学校教職員、学校医、スクールカウンセラーに対する研修の実施

スクールカウンセラーの配置の充実

問診票にメンタル面での質問事項を盛り込むなど、学校の健康診断等の機会を利用したメンタルヘルスのチェックの促進

その他

無回答



(注) 有識者意識調査結果による。

資料 9

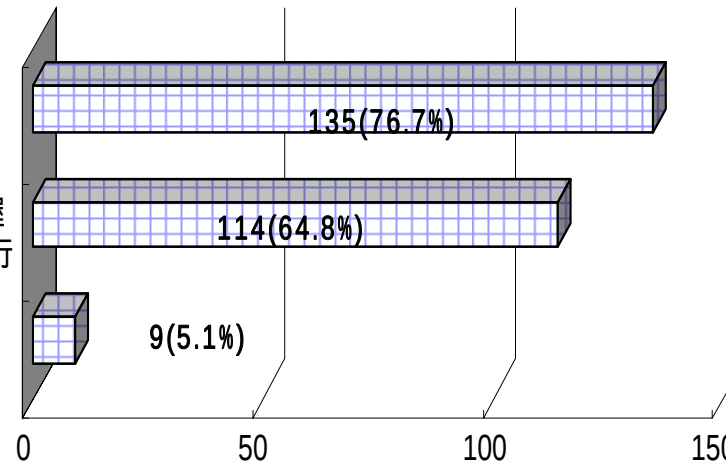
「関係機関の連携の促進」(複数回答可)

(実回答者数:176人)

地方段階で保健福祉行政機関のみならず、医療機関や医師会、教育機関、警察、労働局、各種マスメディア等様々な関係者が特性に応じた連携を行うべきである。

国が地域によって行われている自殺予防対策を把握し、他の地域の参考となるよう積極的に情報提供を行う必要がある。

無回答



(注) 有識者意識調査結果による。

資料 10

「国や地方公共団体による総合的な対策」(複数回答可)

国の関係府省が自殺予防に関し、政府全体としての対策の方向性や内容を明確にした中長期的な方針を策定し、官民一体となって実施に取り組む必要がある。

健康日本21(厚生労働省が国民の保健医療対策上重要となる課題について2010年度を目途とした目標を定めたもの)及びその地方計画における自殺者減少の目標を達成させるための自殺予防対策の具体化

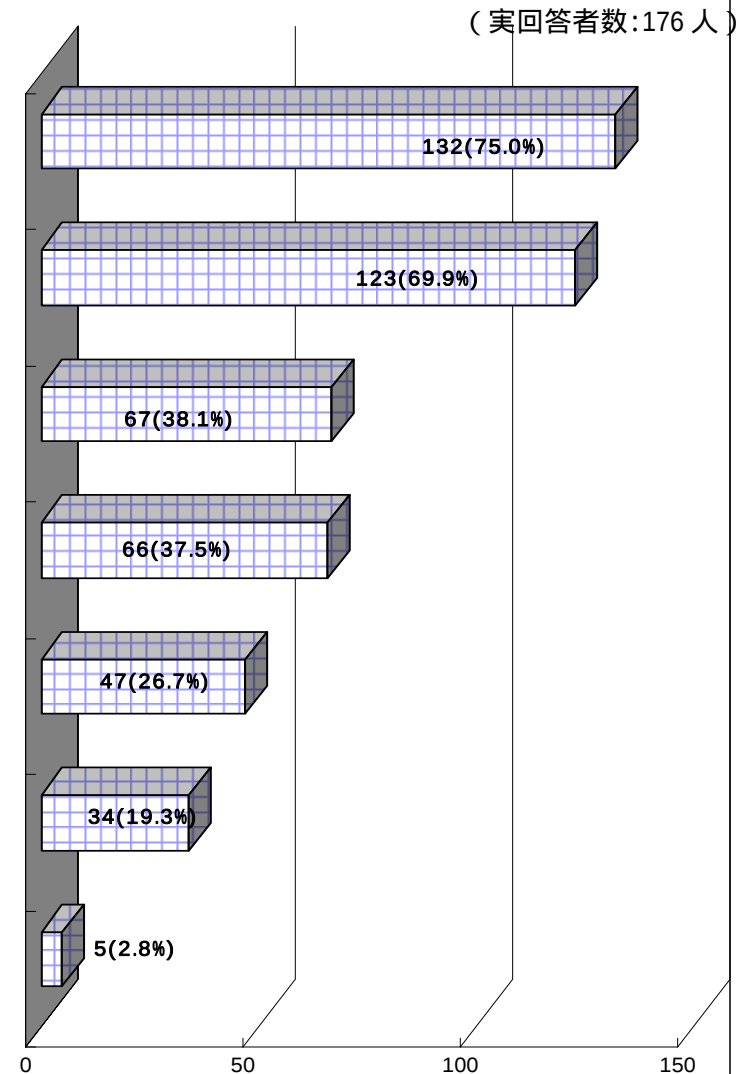
健康日本21の自殺者減少の目標(2010年度までに22,000人にする)の強化

地方公共団体が策定する健康日本21地方計画における自殺者減少の目標を設定・強化することの促進

自殺防止に関する基本法の制定が必要である。(交通の安全に関しては、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、必要な体制を確立し、交通安全計画その他施策の基本を定めている交通安全対策基本法が策定されている。)

その他

無回答



(注) 有識者意識調査結果による。

資料 11

現状の統計についての意見

「自殺の実態が十分に把握されていないという指摘がありますが、現状の統計をご覧になって、どのような考えを持たれますか。」

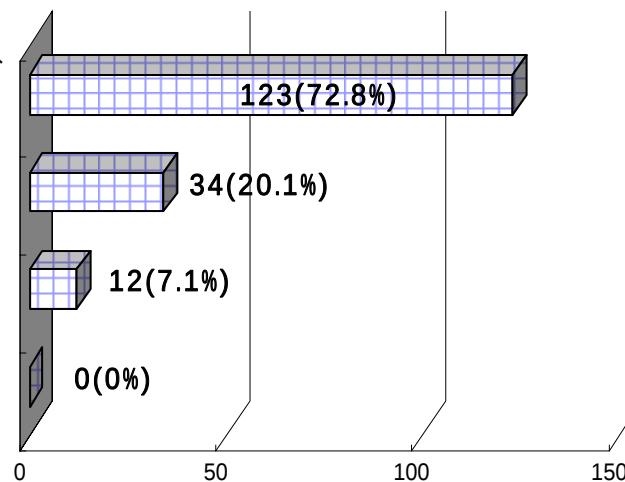
(実回答者数:169人)

現状の統計などによる実態把握では、自殺予防対策を推進するには不十分である。

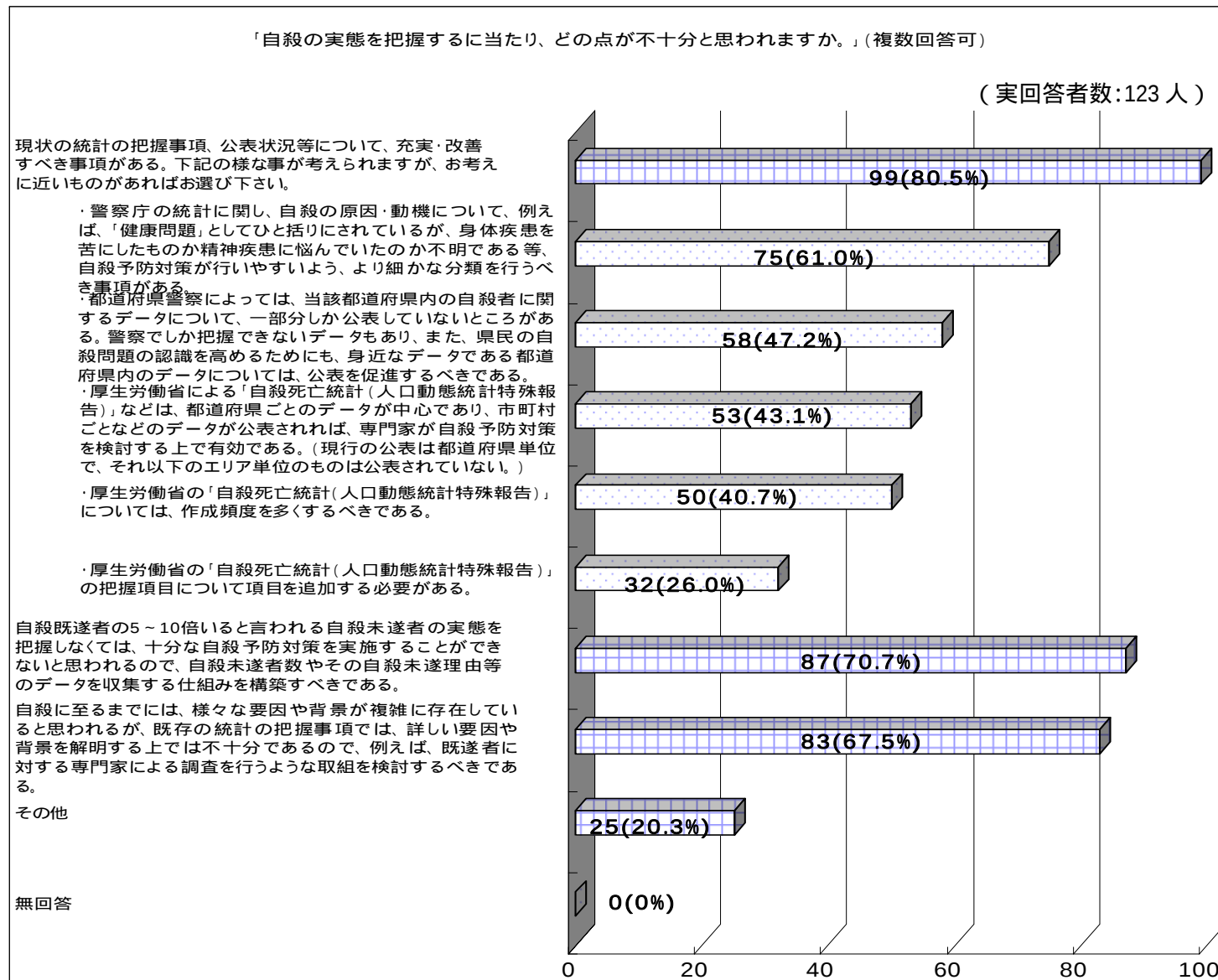
現状の統計が自殺予防対策の推進ために十分か否か、どちらともいえない。

現状の統計などによる実態把握で、おおむね自殺予防対策の推進には十分である。

無回答



(注) 有識者意識調査結果による。



(注) 有識者意識調査結果による。

資料 13

自殺未遂者に対する対策

「自殺のハイリスク者の中で、自殺未遂者は、再び自殺を企図する可能性が高いと言われていますが、行政機関において、未遂者の実態把握が十分に行われていない状況の中、行政機関はどのような対策を実施すべきだと思いますか。実施すべきと思われる対策をチェックしてください。」(複数回答可)

自殺未遂者数の把握や、自殺未遂の原因を分析するための仕組みを構築することが必要である

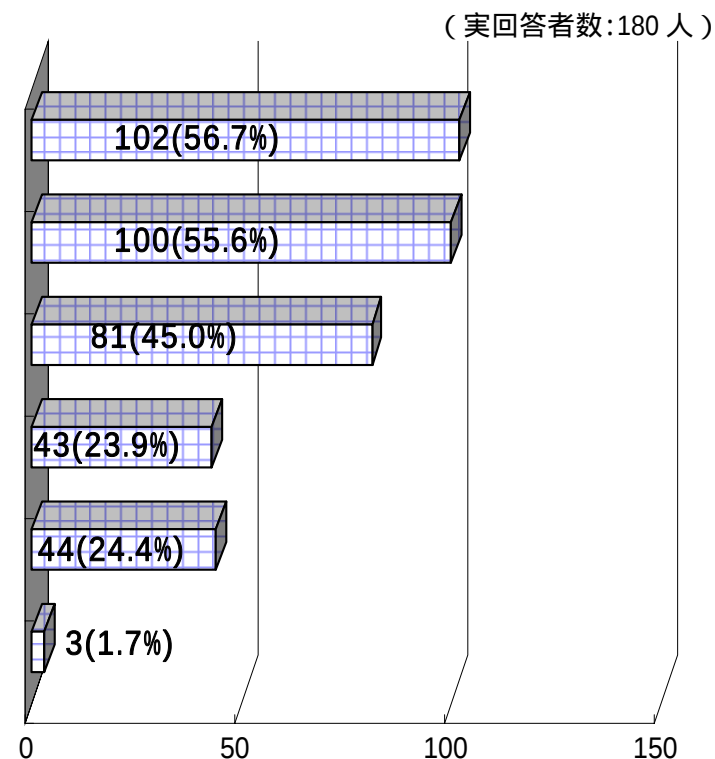
自殺未遂者は、再度自殺を企図する可能性が高いので、救命救急センター等自殺未遂者の治療を行った医療機関は、自殺未遂者に関する情報を精神科医や精神保健福祉センター等の地域の精神保健機関や担当する産業医に提供し、要観察者としてケアする仕組みが必要である。

自殺未遂者のケアを実施している民間団体に対し、場所を提供したり関連情報を提供したりすることで、団体の活動を支援する

未遂者同士が、同じ立場で話し合うことで心を癒す「語らいの場」を、公的機関が設置する。

その他

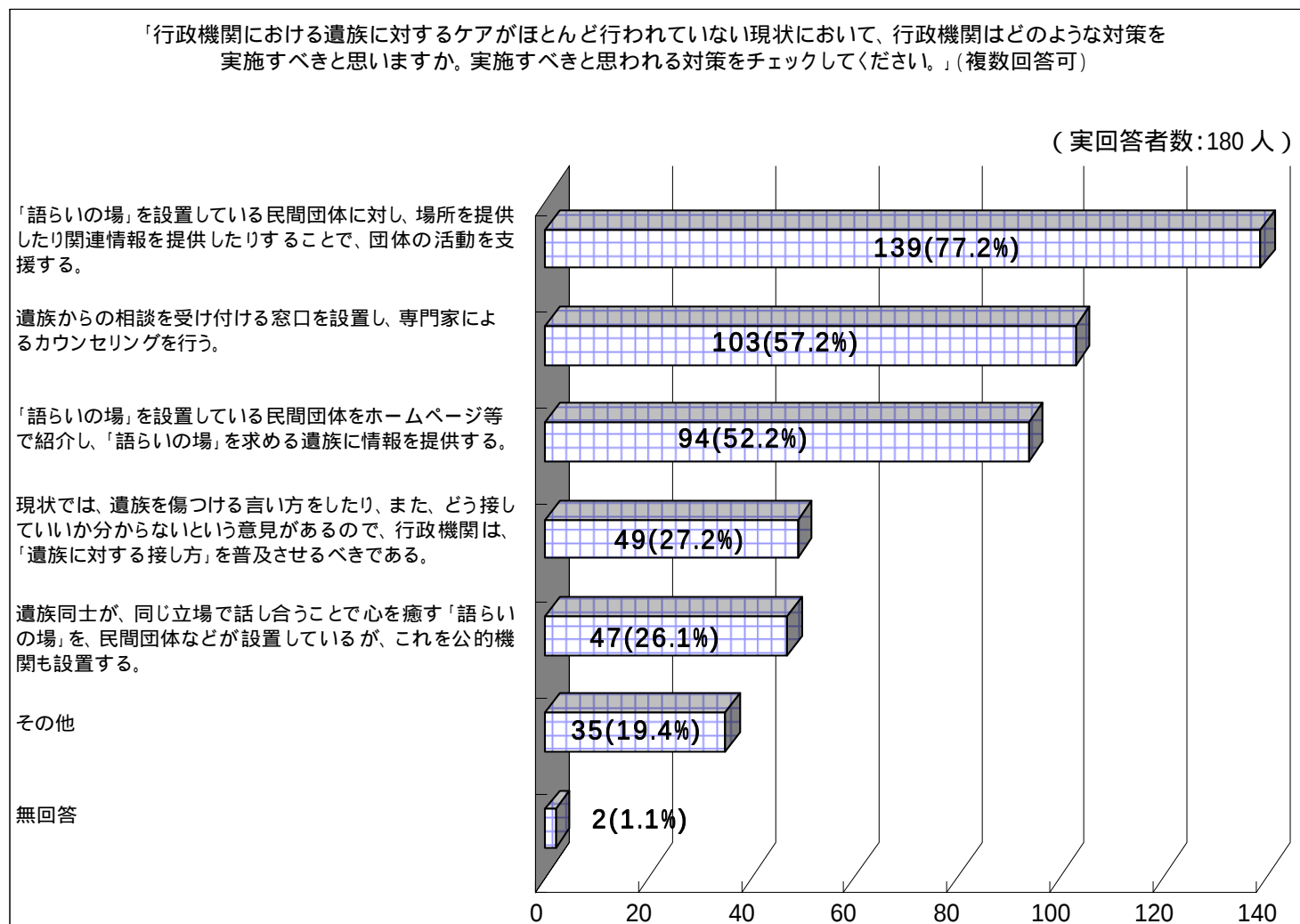
無回答



(注) 有識者意識調査結果による。

資料 14

自殺者の遺族に対する対策



(注) 有識者意識調査結果による。